

三条市教育大綱

令和4年 11 月

三 条 市

I 大綱策定の趣旨

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第1条の3第1項において「その地域の実情に応じ、当該地方公共団体の教育、学術及び文化の振興に関する総合的な施策の大綱」を定めるものとされており、平成27年度に開催した総合教育会議において、市長と教育委員会が協議・調整を行い、当市における初めての教育大綱を策定しました。

その教育大綱が、令和4年度で対象期間の終了を迎えたため、「三条市総合計画」（令和5年度～令和10年度）と整合性を図りながら、当市の今後6年間の教育のあり方を示すため、新たな「三条市教育大綱」を策定しました。

II 大綱の構成と期間

教育大綱は「基本目標」と基本目標を達成するための「基本方針」で構成し、対象期間は令和5年度から令和10年度までの6年間とします。

なお、期間中においても必要に応じて見直します。

III 基本目標

これまで当市が築いてきた、小中一貫教育を始めとする豊かな教育環境と幼保小連携の取組を洗練・深化させるとともに、一人一人が健康で豊かに暮らせるよう、次のことを教育の基本目標として取り組みます。

◇変化の激しい現代社会において、子ども自らが自分の未来を切り拓き、生きる力を育むとともに、全ての子どもがその子らしさを発揮しながら、学校生活を送れるようにします。

あわせて、これらを推進していくため、教育環境の充実を図ります。

◇次代を担う子どもたちが生きる力を身に付けられるよう、幼児教育において生涯にわたる人間形成の基礎を培います。

◇市民が生涯にわたっていきいきと暮らせるよう、心身の健康の維持・増進を図ります。

IV 基本方針

- 1 三条市の教育システムの深化
- 2 多様性への理解促進と個に応じた支援等の充実
- 3 学校教育を支える基盤の維持・強化
- 4 生きる力の基礎を育てる幼児教育の推進
- 5 生涯学習・スポーツの推進